

議案第 5 4 号

総社市行政手続条例の一部改正について

総社市行政手続条例（平成 1 7 年総社市条例第 1 0 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

行政手続法の改正に伴い，不利益処分に係る聴聞及び弁明の機会の付与に際し，名宛人となるべき者の所在が判明しない場合に行う通知の方法を改めるため，関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市行政手続条例の一部を改正する条例

総社市行政手続条例（平成 17 年総社市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（聴聞の通知の方式） 第 15 条 略 2 略 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。 4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設</u>	（聴聞の通知の方式） 第 15 条 略 2 略 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>

改 正 後	改 正 前
<u>置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> (代理人) 第１６条 前条第１項の通知を受けた者（同条第４項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 ２～４ 略 (<u>続行</u>期日の指定) 第２２条 略 ２ 略 ３ 第１５条第３項及び第４項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第３項及び第４項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する２回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。 (聴聞に関する手続の準用) 第２９条 第１５条第３項及び第４項並びに第１６条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第１５条第３項中「第１項」とあるのは「第２８条」と、同条第４項中「<u>第１項第３号及び第４号</u>」とあるのは「<u>第２８条第３号</u>」と、第１６条第１項中「前条第１項」とあるのは「第２８条」と、「同条第４項後段」とあるのは「第２９条において準用する第１５条第４項後段」と読み替えるものとする。	(代理人) 第１６条 前条第１項の通知を受けた者（同条第３項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 ２～４ 略 (<u>施行</u>期日の指定) 第２２条 略 ２ 略 ３ 第１５条第３項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第３項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>揭示を始めた日から２週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>揭示を始めた日から２週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する２回目以降の通知にあつては、<u>揭示を始めた日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。 (聴聞に関する手続の準用) 第２９条 第１５条第３項及び第１６条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第１５条第３項中「第１項」とあるのは「第２８条」と、「同項第３号及び第４号」とあるのは「<u>同条第３号</u>」と、第１６条第１項中「前条第１項」とあるのは「第２８条」と、「同条第３項後段」とあるのは「第２９条において準用する第１５条第３項後段」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の総社市行政手続条例（以下「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にこれらの規定による措置を開始した場合について適用し、同日前に当該措置を開始した場合については、なお従前の例による。